

1 議 事 日 程（第1日）

（令和6年第3回有田川町議会定例会）

令和6年9月3日

午前9時33分開会

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 仮議長を選任を議長に委任する件
- 日程第5 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第6 報告第17号 令和5年度有田川町健全化判断比率等について
- 日程第7 報告第18号 令和5年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の決算について
- 日程第8 議案第42号 令和6年度有田川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第43号 令和6年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第44号 令和6年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第45号 令和6年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第46号 令和6年度有田川町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第47号 令和6年度有田川町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第48号 令和6年度有田川町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第49号 令和5年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第50号 令和5年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第51号 令和5年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第52号 令和5年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第53号 令和5年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第54号 令和5年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第55号 令和5年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第56号 令和5年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23	議案第57号	令和5年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第24	議案第58号	令和5年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	議案第59号	令和5年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第26	議案第60号	令和5年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
日程第27	議案第61号	令和5年度有田川町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
日程第28	議案第62号	令和5年度有田川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
日程第29	議案第63号	有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第64号	有田川町立金屋図書館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第65号	有田川町地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第66号	有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第33	議案第67号	かなや明恵峡温泉の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について
日程第34	議案第68号	令和6年度有田川町認定こども園新築工事（建築工事）の請負契約について
日程第35	議案第69号	令和6年度有田川町認定こども園新築工事（機械設備工事）の請負契約について
日程第36	議案第70号	令和6年度有田川町認定こども園新築工事（電気設備工事）の請負契約について
日程第37	議案第71号	財産の取得について
日程第38	議案第72号	有田川町道路線の認定について
日程第39	議案第73号	有田川町道路線の認定について
日程第40	議案第74号	有田川町道路線の認定について
日程第41	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第42	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第43	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第44	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	濃 添 勇 作	2番	栗 山 昌 之
3番	本 下 雅 敏	4番	椿 原 竜 二
5番	中 島 詳 裕	6番	星 田 仁 志
8番	谷 畑 進	9番	西 弘 義
10番	林 宣 男	11番	岡 省 吾
12番	森 谷 信 哉	13番	堀 江 眞智子
14番	増 谷 憲	15番	殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

3番	本 下 雅 敏	14番	増 谷 憲
----	---------	-----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（15名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住民税務部長	小 澤 俊 彦	福祉保健部長	井 本 英 克
総務政策部長	井 上 光 生	消 防 長	岩 井 伸 幸
産業振興部長	南 長 寿	建設環境部長	森 本 博 貴
清水行政局長	中 谷 芳 尚	総 務 課 長	原 秀 文
財 務 課 長	山 縣 和 弘	企画調整課長	寺 杣 真 英
教 育 長	片 嶋 博	教 育 部 長	中 平 洋 子
監 査 委 員	服 部 眞 悟		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	中 屋 正 也	書 記	細 野 鶴 子
---------	---------	-----	---------

8 議事の経過

開会 9時33分

○議長（谷畑 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回有田川町議会定例会を開会します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

開議 9時33分

○議長（谷畑 進）

本日の会議を開きます。

なお、議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（谷畑 進）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、議長において３番、本下雅敏君、１４番、増谷憲君を指名します。

……………日程第２ 会期の決定……………

○議長（谷畑 進）

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

去る８月２７日に開催された議会運営委員会の結果について御報告願います。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

ただいま議長許可をいただきましたので、委員会報告をさせていただきます。

今日は皆、席の前へタブレット、家でこんなことをやってたら嫁はんが、おとうちゃん、何しやんのそんなこと、いや、タブレットの練習しやんのやて。あまり手を振り過ぎて画面がいつも変わらんので、これどないなってるんやと思って、なかなか年寄りにとってはついていきにくい。余談なことを申しました。

去る８月２７日、午前９時３０分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等につきまして協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日から９月１８日までの１６日間とさせていただきました。一般質問は１２日、１３日の２日間としております。

また、本日の議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。

日程第６から日程第４４までの報告２件、議案３３件、諮問４件については一括上程を行い、それぞれ当局からの提案理由の説明を求め、その後、全員協議会において御審査いただきたいと思います。

また、全員協議会終了後、日程第６、報告第１７号及び日程第８、議案第４２号については、本日、審議をお願いいたします。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げまして御報告といたします。

○議長（谷畑 進）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から９月１８日までの１６日間にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から９月１８日までの１６日間に決定しました。

……………日程第３ 諸般の報告……………

○議長（谷畑 進）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告2件、議案33件、諮問4件であります。

また、本日の説明員は町長ほか14人であります。

次に、監査委員より、令和6年5月、6月、7月分の例月出納検査の結果報告書及び令和6年度定期監査報告書をお手元に配付していますので、御報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件……………

○議長（谷畑 進）

日程第4、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。

お諮りします。

正副議長とともに事故があるときに対応し、滞りなく議会運営を行うため、地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

よって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

それでは、この会期中における仮議長として、15番、殿井堯君を指名します。

……………日程第5 閉会中の所管事務調査報告について……………

○議長（谷畑 進）

日程第5、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

閉会中に、広報広聴常任委員会による視察研修が実施されておりますので、委員長からの報告をお願いいたします。

広報広聴常任委員会委員長、増谷憲君。

○広報広聴常任委員会委員長（増谷 憲）

ただいま議長より御指名いただきました、議会広報広聴常任委員会委員長の増谷でございます。私のほうから、代表して視察研修報告をさせていただきます。

去る7月25日、26日、福岡県須恵町議会と大刀洗町議会の議会だよりの発行について視察研修を行いました。視察研修に当たり、あらかじめ約40項目の質問を送り、それに沿って研修を深めていきました。

まず、須恵町の概要ですが、面積は約16.3平方キロメートル、人口2万9,241人、第三次産業が73%を占めています。令和6年度一般会計予算は約111億円、議員は13人、議員報酬は28万9,000円です。

議会広報ですが、特別委員会となっています。そして、2つの常任委員会から3名

ずつ選び、議長も入って7名で構成しています。委員の任期は4年で、1回の発行につき6、7回委員会を開催しています。発行部数は8,000部です。全ページカラーで、ページ数は12ページから26ページの間で、印刷費は約144万円から156万円であります。印刷業者は、公募型プロポーザル方式で3業者の中から選定し、3年間の継続契約になっています。配布はシルバー人材センターに委託し、各区へ降ろしています。

議会だよりの編集方針ですが、主に1、重要な議案は住民の視点、議会の視点などを必ず掲載すること。2、住民の関心が高いと思われる議案に優先順位をつけて、審議結果だけでなく審議過程も伝える。3、取材、写真撮影、記事の作成は各委員が行うとなっています。須恵町議会の広報で、特徴的なことはまず表紙です。子供の表情として、シリーズ化しています。過去に全国町村議会広報から写真の部で入賞されています。

第2に、追跡記事として、一般質問をしたことで実現したものは、記事として掲載しています。

第3に、町内の各種団体との対談記事です。例えば、ふるさと納税の返礼品を手がけている会社やシルバー人材センターとの座談会記事であります。

第4に、議長通信として定例会についてのコメントや、議長活動の報告です。例えば、議会改革とか一般質問の見直しなどの記事として出しています。

第5に、4コマ漫画の掲載です。地元のイラストレーターに1回1万円をお願いしています。

須恵町議会広報委員から、私どもの広報紙を分析されて幾つかの質問や改善点が出されました。まず、一般質問を先にもってくる理由は。議案の討論を載せていないのは。表紙の説明がいるのでは。条例改正などは中身を載せたほうがいいなどです。検討の余地はあります。

次に、大刀洗町議会の議会広報であります。まず町の概要ですが、面積は約22.8平方キロメートル、人口約1万6,000人、第三次産業が60%を占めます。令和5年度当初予算が約89億4,700万円です。

議会は、議員が12人（改選で新人議員が6人当選）、議員報酬が24万1,000円、議会広報は全国町村議長会の議会広報コンクールに8年連続入賞する広報誌であります。発行部数は5,400部、全ページカラー化、ページ数は12ページから24ページの間です。

委員は5人で構成し、任期数や常任委員会の所属を考慮して選考されています。今回、新人議員が2人入っています。新人議員からは、自ら広報委員会へ入って勉強したいということをお聞きしました。

議会だよりの印刷費は、令和6年度で約121万円、令和6年度でプロジェクター購入に52万円も計上されています。編集会議は定例会前に作業日として1日とり、

定例会後４回開催しています。

大刀洗町議会広報の特徴は、第１に、平成２６年４月に議会基本条例が施行され、また議会だより編集要項、議会答弁事項の対応状況調査実施要項、モニター設置要綱、委員会条例に根拠を置いて発行されているという点です。

第２に、定例会前に企画・編集日程、ラフレイアウトなどのたたき台をつくる作業をしていることです。

第３に、第１回目の編集会議でページ担当者を決めています。

第４に、議長通信や議員のつぶやきコーナーがあります。

第５に、平成２３年度から議会報告会を開き、当初予算などを説明し懇談しています。近年では、住民の声が当初予算に反映することもあり、５月に開催しています。

第６に、原稿依頼です。広報委員以外に原稿を依頼する場合は、広報委員長が依頼文書を出しています。

第７に、各会議後約１週間で文章化された初稿の議事録が出来上がり、ページ担当者や質問議員の原稿づくりに役立っているのは大きいと思います。そして、文章化された議事録を引用した場合は、下線を引いて分かるように正確に要約することを念頭に置いています。

第８に、平成２８年４月から無報酬で２年任期のモニター８人が紙面づくりに関わっていることです。

第９として、表紙は年間のテーマを決め、それに関わる写真にしています。例えば、地域で活躍する人や、子育てに重点を置いたときは赤ちゃんの写真などです。以上から、成果と課題としてまとめられております。

成果として、１、共感が増え、住民の登場は目を引いている。２、議会本来の活動として、住民の意見を聞き、調査し、提言へ結びつける活動になっている。３、編集作業の中で質問内容を反省したり、議案の再学習となってるということです。

また、課題として、１、時間がかかるので委員の負担となっている。２、住民に読まれているかどうか。３、議会全体の課題として、聞いて、討議し、提言し、検証する政策サイクルの確立が必要だとしております。

以上、両町議会広報の視察研修のまとめとして、議会広報発行の根拠条例の明確化や広報委員の負担軽減と楽しい広報づくりへの努力、議員間の分担、読みやすい編集のために字数のさらなる削減、全ページカラー化など、常に改善していく姿勢であります。

また、特に大事だと思ったのは、原稿を早くつくり上げるために議事録の早期ゲラ上がりです。これについては、当町議会の事務局が早速いろいろと調べていただき、発言した内容が文章になる無料のソフトを見つけてくれました。早ければこの９月議会から本会議の発言が文章化されたものが使えるめどにもなりました。ただし、方言はできるだけ使わないということでもあります。これだけでも大きな成果になると思い

ます。

あとは町民が多く登場できる紙面、表紙のシリーズ化などできるのではないかと考えます。印刷業者には、優れた広報誌を渡して、このようにつくってほしいということも大事だと思いました。

議会の果たしている役割の周知や住民と双方向の取組が必要です。また、モニター制度の重要性も認識し、議論していくことも申し上げまして、議会広報広聴常任委員会からの報告といたします。

○議長（谷畑 進）

以上で、閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

お諮りします。

日程第6から日程第44までの報告2件、議案33件、諮問4件を一括議題としたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第44までの報告2件、議案33件、諮問4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日ここに、令和6年第3回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明申し上げます。

報告17号は、令和5年度有田川町健全化判断比率等についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の経営の健全化を表す資金不足比率を算出し、監査委員の意見を付した上で議会に報告するものであります。

報告第18号は、令和5年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の決算についてであります。令和5年度につきましては、新型コロナウイルスが5類に移行となったことで、あさぎり周辺はにぎやかさを取り戻してきたものの、オートキャンプ場や遠井キャンプ場については、土砂災害等により十分な営業はできず厳しい状況になっております。令和5年度の業績につきましては、事業収入は6,987万円で、前年比100.3%となり、事業費用につきましては、あさぎりの食材をはじめとする原材料費の増加により1,980万円で、前年比362万円の増額となりました。管理費用につきましては7,435万円で、前年比188万円の減額となりました。営業

利益につきましてはマイナス２，４２９万円となり、前年比で１５１万円減額いたしました。また、経常利益につきましては、新型コロナウイルス関連の支援金等がなくなったことなど、事業外の収入が減少し、最終的に９１７万円の赤字となりましたことを御報告させていただきます。令和６年度につきましては、４月からオートキャンプ場の営業が再開することができ、また、新しいしみず温泉が７月２３日からオープンいたしました。まだまだ厳しい状況ではありますが、まちづくりの拠点施設として集客及び収益向上に努めてまいりますので、ふるさと開発公社に対し、今後とも議員皆様方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げまして、決算の報告といたします。

議案第４２号は、令和６年度有田川町一般会計補正予算第４号であります。今回の補正の主なものは、共通するものとして４月の職員の人事異動による配置換えに伴い、各科目において職員給与費等の増減補正を行っております。給与費以外の主なものとしていたしましては、２款総務費の財産管理費では、集会所等改修補助金として５５万５，０００円を、３款民生費の社会福祉費では、物価高騰対策重点支援給付金として１億３，５８３万円、過年度の物価高騰支援交付金の返還金として２１１万７，０００円を、障害者福祉費では、更生医療給付費として９００万円、障害者自立支援給付費等の国・県負担金の返納金として１，２７９万７，０００円を、児童福祉総務費では、放課後児童健全育成事業委託料として１，０６４万円、病児・病後児保育委託料として１４０万６，０００円を、子どものための教育・保育給付費など令和５年度の精算に係る国・県負担金の返納金として１，８５０万３，０００円を、保育所費では、施設の修繕料として２０５万９，０００円を、４款衛生費の予防費では、新型コロナウイルスのワクチン接種等に係る国庫補助金の返納金として６３１万５，０００円を、６款農林水産業費の農地費では、小規模土地改良事業として４５０万円、緊急自然災害防止対策事業として４，３７０万円を、８款土木費の道路新設改良費では、緊急自然災害防止対策工事の測量設計費として４００万円、工事費として６，４５０万円、物件補償費として１６０万円を、１０款教育費の小学校費では、修繕料として２８１万２，０００円を、中学校費では、修繕料として１４５万９，０００円を、学校給食費では、給食用材料費として５，８４５万８，０００円を、１１款災害復旧費の林業用施設災害復旧費では、災害復旧工事費として１億８，５００万円を計上いたしました結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ５億２，９１２万２，０００円を追加し、補正後の予算総額は１８９億２，８６９万８，０００円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、国庫及び県支出金、繰入金、繰越金、町債などを充てることにいたしております。また、かなや明恵峡温泉、地域交流センターなどの債務負担行為の補正並びに地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

議案第４３号は、令和６年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第２号であります。今回の補正の主なものは、職員の人事異動による配置換えに伴う職員給与等を増減補正するとともに、８款諸支出金では、保険給付費等の令和５年度精算に

伴う返納金として1,081万円を計上いたしました結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ901万2,000円を追加し、補正後の予算総額は35億4,161万7,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、繰越金、諸収入を充てるとともに、繰入金を減額することにいたしております。

議案第44号は、令和6年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、職員の人事異動による配置換えに伴う職員給与費等として535万2,000円を減額した結果、補正後の予算総額は8億3,804万7,000円と相りました。

議案第45号は、令和6年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正の主なものは、職員の人事異動による配置換えに伴う職員給与費等を増減補正するとともに、5款諸支出金では、介護給付費等の令和5年度の精算に伴う返納金として1,389万8,000円を計上した結果、今回の補正額は1,187万9,000円を追加し、補正後の予算総額は33億1,003万6,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、繰越金等を充てるとともに、繰入金を減額することにいたしております。

議案第46号は、令和6年度有田川町水道事業会計補正予算第1号であります。今回の補正は、収益的支出の営業費用で、職員の人事異動による配置換えに伴う職員給与費等を増減補正するとともに、資本的支出の資産購入費では、吉備浄水場兼水道庁舎建設工事費を2,749万円を減じております。また、同じく吉備浄水場兼水道庁舎建設工事に係る債務負担行為の変更についても御審議を願うものであります。

議案第47号は、令和6年度有田川町簡易水道事業会計補正予算第1号であります。今回の補正の主なものは、収益的支出の営業費用では、職員の人事異動による配置換えに伴う職員給与費等を増減補正しております。また、吉備浄水場兼水道庁舎建設工事に伴う機械・電気工事の債務負担行為についても御審議を願うものであります。

議案第48号は、令和6年度有田川町下水道事業会計補正予算第1号であります。今回の補正は、収益的支出の営業費用において、職員の人事異動による配置換えに伴う職員給与費等を増減補正しているものであります。

続いて、議案第49号から議案第62号までの14議案につきましては、令和5年度一般会計及び特別会計、並びに企業会計の剰余金の処分及び決算認定をお願いするものであります。その概要につきましては、会計管理者及び建設環境部長より説明させることにいたします。

議案第63号は、有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、金屋学童保育施設の移転整備に伴い、当該条例内に所在地を定めるものであります。

議案第64号は、有田川町立金屋図書館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、金屋図書館や地域交流センターALECの図書コーナー

等で、新たなサービスの提供や利便性の向上を目指すため、指定管理者制度を導入し、管理や事業を行えるよう条例の一部を改正するものであります。

議案第 6 5 号は、有田川町地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、地域交流センター A L E C で新たなサービスの提供や利便性の向上を目指すため、指定管理者制度を導入し、管理や事業を行えるよう条例の一部を改正するものであります。

議案第 6 6 号は、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、番号法等の一部改正法により、令和 6 年度 1 2 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

議案第 6 7 号は、かなや明恵峡温泉の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定についてであります。今回の制定は、かなや明恵峡温泉を今後民営化するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、手続を進めていく上で条例の制定が生じたものであります。

議案第 6 8 号は、令和 6 年度有田川町認定こども園新築工事（建築工事）の請負契約についてであります。令和 6 年度有田川町認定こども園新築工事（建築工事）を施工するため、令和 6 年 8 月 8 日、指名競争入札に付したところ、有田郡有田川町大字小島 3 1 3 番地 9、株式会社ケイズ、代表取締役北畑貴行氏が落札いたしましたので、6 億 2, 9 2 0 万円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第 6 9 号は、令和 6 年度有田川町認定こども園新築工事（機械設備工事）の請負契約についてであります。令和 6 年度有田川町認定こども園新築工事（機械設備工事）を施工するため、令和 6 年 8 月 8 日、指名競争入札に付したところ、和歌山県和歌山市小野町 2 丁目 1 7 番地、バンドー設備工業株式会社、代表取締役坂東利明氏が落札いたしましたので、1 億 1, 7 7 1 万 1, 0 0 0 円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第 7 0 号は、令和 6 年度有田川町認定こども園新築工事（電気設備工事）の請負契約についてであります。令和 6 年度有田川町認定こども園新築工事（電気設備工事）を施工するため、令和 6 年 8 月 8 日、指名競争入札に付したところ、和歌山県和歌山市広瀬通丁 2 丁目 3 0 番地、株式会社富士商會、代表取締役藤田雅也氏が落札いたしましたので、9, 7 0 7 万 5, 0 0 0 円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第 7 1 号は、財産の取得についてであります。2 トンプレス式じんかい収集車の購入について、令和 6 年 8 月 8 日、指名競争入札に付したところ、有田川町庄 4 0 6 番地、阪和自動車株式会社、代表取締役田甫治氏が落札いたしましたので、8 5 9 万円で物品購入契約を締結するに当たり、有田川町議会の議決に付すべき契約及び財

産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第72号は、有田川町道路線の認定についてであります。有田川町大字下津野地内、町道高畠線延長101.64メートルを、道路法の規定により町道の認定をお願いするものであります。

議案第73号は、有田川町道路線の認定についてであります。有田川町大字天満地内、町道1020号線延長102.28メートルを、道路法の規定により町道の認定をお願いするものであります。

議案第74号は、有田川町道路線の認定についてであります。有田川町大字黒松地内、町道黒松線延長720.6メートルを、道路法の規定により町道の認定をお願いするものであります。

次に、諮問第1号から諮問第4号については、それぞれ人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるものであります。3年の任期が本年12月31日までとなっており、法務大臣の委嘱決定までの手続に3か月程度を要することから、本議会において、議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号は、有田川町大字庄30番地18、田中信幸氏の後任の委員として、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある、有田川町大字中井原9番地、田端義弘氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号は、有田川町大字角84番地4、上田敦子氏を、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号は、有田川町大字吉原704番地、高垣かすみ氏を、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第4号は、有田川町大字天満542番地1、和田啓次郎氏を、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（谷畑 進）

以上で、町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明をお願いします。

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

それでは、私からは議案第49号から議案第59号までの令和5年度一般会計及び特別会計の決算につきまして、補足説明をさせていただきます。

なお、決算の状況につきましては、決算書及び主要施策の成果報告書に詳細に記載されておりますので、概要のみの説明とさせていただきます。

決算書の後ろに添付しております令和５年度有田川町一般会計特別会計決算説明資料に基づきまして、御説明申し上げます。

なお、この資料は円単位で、比率や割合につきましては小数点以下第１位となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、１ページの決算総括表を御覧ください。

一般会計と１０の特別会計の歳出歳入決算状況でございます。一般会計と特別会計の予算現額合計２７４億７，７５８万９，２８６円に対しまして、歳入決算額合計は２６２億３，２９５万２，１２７円で、予算現額に対する収入率は９５．５％となっております。

次に、歳出決算額合計は２５１億７，４６５万２，２９９円で、予算現額に対する執行率は９１．６％となっております。歳入歳出の差引き額の合計は１０億５，８２９万９，８２８円で、翌年度へ繰り越しすべき財源の合計５億６，４５２万５，２０４円を差引きいたしました実質収支額は４億９，３７７万４，６２４円となっております。

次に、２ページをお願いいたします。

議案第４９号、有田川町一般会計歳入歳出決算から御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入決算状況を御覧ください。

歳入合計は１８８億６９９万６，０３１円で、前年度と比較して１６億４，９８７万２，０３０円、率にして９．６％の増となっております。増減の主なものは、増額では１９款繰入金の９億７，２６１万４，３３３円で、主な要因は、減債基金の繰入れで公債費の繰上償還によります。

次に、２２款町債の３億２，３１０万円で、主な要因は、過疎対策事業債のしみず温泉整備事業充当分によります。

次に、１１款地方交付税の１億５，８１６万４，０００円で、主な要因は、６月豪雨災害に対応するための特殊需要による特別交付税の増額によります。

次に、１８款寄附金の１億４，８７２万４，６００円で、主な要因は、ふるさと応援寄附金の増額によります。一方、減額では、１６款県支出金の５，６６９万５，８５８円で、主な要因は、県負担金防災・安全社会資本整備交付金の減額によります。

また、歳入に占める割合で最も高いのが、１１款地方交付税の３６．４％、次に１款町税の１７．３％、次いで１５款国庫支出金の１１．５％の順となっております。歳入総額のうち自主財源は６４億５，４０５万６，６０７円で、前年度と比較して１１億３，９５１万３，５７３円、率にして２１．４％増となっており、１９款繰入金、１８款寄附金の増額が主な要因でございます。また、自主財源の構成比としては３４．３％で、前年度と比較して３．３ポイントの増となっております。

次に３ページ、一般会計歳出決算状況を御覧ください。

歳出合計は１７８億２，２３７万３，３４８円で、前年度と比較して１２億７，１

24万9,406円、率にして7.7%の増となっております。増減の主なものは、増額では7款商工費の5億4,942万9,978円で、主な要因は、しみず温泉新築工事によります。

次に、12款公債費の5億2,275万2,281円で、主な要因は、繰上償還によります。

次に、11款災害復旧費の4億2,792万2,427円で、主な要因は、公共土木施設災害復旧費、道路・河川の災害復旧事業によります。

次に、4款衛生費の2億2,832万9,132円で、主な要因は、有田聖苑事務組合分担金大規模改修分によります。

次に、10款教育費の2億789万5,291円で、主な要因は、藤並小学校校舎増築工事、国指定史跡湯浅党城館跡藤並館跡土地等購入によります。一方減額では、2款総務費の2億7,447万8,001円で、主な要因は、令和4年度の移住就業支援拠点施設整備事業工事請負費の減額によります。

次に、13款諸支出金2億6,237万3,556円で、主な要因は、減債基金積立金の減額によります。また、収支の状況につきましては、歳入歳出差引額9億8,462万2,683円、翌年度へ繰越しすべき財源5億6,452万5,204円を差引きいたしました実質収支額は4億2,009万7,479円となっております、前年度と比較して4,310万7,967円、率にして11.4%の増となっております。

次に、4ページを御覧ください。

議案第50号、有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、1款国民健康保険税7億3,847万6,894円、4款県支出金23億5,921万3,963円、6款繰入金3億7,174万317円で、歳入合計34億9,148万2,906円となっております。歳出の主なものは、2款保険給付費23億1,570万6,013円、3款国民健康保険事業費納付金10億3,187万9,582円で、歳出合計34億7,477万730円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の1,671万2,176円となっております。

次に、5ページを御覧ください。

議案第51号、有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、1款保険料2億8,646万6,300円、3款繰入金4億8,982万98円で、歳入合計7億8,856万4,408円となっております。歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金7億5,456万8,159円で、歳出合計7億7,742万108円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の1,114万4,300円となっております。

次に、6ページを御覧ください。

議案第52号、有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の

主なものは、1款保険料5億5,008万7,822円、3款国庫支出金7億5,898万4,287円、4款支払基金交付金7億5,584万3,837円で、歳入合計30億4,827万5,982円となっております。歳出の主なものは、2款保険給付費26億9,268万5,533円で、歳出合計30億958万3,317円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の3,869万2,665円となっております。

次に、7ページを御覧ください。

議案第53号、有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、2款繰入金861万5,000円で、歳入合計1,067万6,990円となっております。歳出の主なものは、1款総務費1,061万5,000円で、歳出合計1,067万6,990円となっており、歳入歳出差引額、実質収支額は、共にゼロ円となっております。

次に、8ページを御覧ください。

議案第54号、有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入の主なものは、1款使用料及び手数料5,749万4,107円、3款繰入金1,095万6,198円、5款諸収入1,052万5,958円で、歳入合計7,955万7,663円となっております。歳出は、総務費の7,955万7,663で、歳入歳出差引額、実質収支額は、共にゼロ円となっております。

次に、9ページを御覧ください。

議案第55号、有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入歳出合計額は、共にゼロ円となっております。

次に、10ページを御覧ください。

議案第56号、有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計35万4,367円に対し、歳出合計ゼロ円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の35万4,367円となっております。

次に、11ページを御覧ください。

議案第57号、有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計194万6,138円に対し歳出合計ゼロ円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の194万6,138円となっております。

次に、12ページを御覧ください。

議案第58号、有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入合計505万7,432円に対し、歳出合計27万143円で、歳入歳出差引額と実質収支額は共に同額の478万7,289円となっております。

次に、13ページを御覧ください。

議案第59号、有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計4万210円に対し歳出合計ゼロ円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、共

に同額の４万２１０円となっております。

以下、１４ページは町税などの収納状況、１５ページは一般会計繰出金の状況でございます。簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易排水事業、浄化槽事業は、令和５年度から地方公営企業法が適用されたことに伴い、一般会計繰出金として支出しておらず、補助金、出資金として支出しておりますので、それらの年度比較を載せております。

１６ページ、１７ページは基金繰入金の状況、１８ページ、１９ページは町債の繰入れ状況、２０ページ、２１ページは一般会計歳入の款・項別明細、２２ページ、２３ページは一般会計歳出の款・項別明細でございます。

また、決算書の４６１ページからは財産に関する調書となっており、公有財産、物件、有価証券、出資による権利、物品、基金に係る決算年度中の増減及び決算年度末現在高を記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、一般会計及び特別会計に係る決算の補足説明を終わらせていただきます。
御審議の上、御認定賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

おはようございます。

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第６０号、令和５年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、決算書１ページの決算報告書を御覧ください。

まず、収益的収入及び支出についてであります。収入の部では、第１款の水道事業収益は５億２，５２０万４１円です。内訳といたしましては、第１項の営業収益は４億３，７５８万８，３２２円、第２項の営業外収益は８，７６１万１，７１９円でございます。支出の部では、第１款の水道事業費用は３億９，１６３万６，０１４円です。内訳といたしましては、第１項の営業費用は３億６，５１９万５，８４７円、第２項の営業外費用は２，６４２万９，７０６円、第３項の特別損失は１万４６１円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入の部では、第１款の資本的収入は４，２０９万４００円です。内訳といたしましては、第１項の工事負担金でございます。支出の部では、第１款の資本的支出は１億６，３８３万２，７９８円です。内訳といたしましては、第１項の建設改良費１億２，５０１万７，４２０円、第２項企業債償還金３，８８１万５，３７８円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し１億２，１７４万２，３９８円不足いたしますが、これにつきましては、過年度分損益勘定留保資金５１万４１０円、当年度分損益勘定留保資金８，７６９万３，１６８円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額７５３万８，８２０円及び建設改良積立金２，

600万円より補填をさせていただいております。

続きまして、2ページから7ページにつきましては、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表であります。この中で3ページの剰余金計算書の剰余金右側の利益剰余金の中ほどにあります未処分利益剰余金7行目の繰越利益剰余金5,839万5,189円と、その下、当年度変動額1億5,160万3,182円を合計いたしました一番下に記載の2億999万8,371円が当年度未処分利益剰余金となります。

また、4ページの剰余金処分計算書（案）については、議決をいただく事項でございますが、当年度未処分利益剰余金2億999万8,371円の中より、資本的収支不足額を補填するために取り崩した積立金2,600万円を資本金に、1億3,000万円を建設改良積立金とし、残額5,399万8,371円は令和6年度への繰越利益剰余金とさせていただいておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

なお、10ページから25ページまでは決算附属書類並びに参考資料でございます。御確認のほどよろしく願いいたします。

続いて、議案第61号、令和5年度有田川町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明させていただきます。

なお、令和5年4月から地方公営企業法の財務規定等を適用しましたので、今回が初めての地方公営企業法の財務規定等を適用した決算書となります。

決算書1ページの決算報告書を御覧ください。

まず、収益的収入及び支出についてであります。収入の部では、第1款の簡易水道事業収益は4億6,636万1,733円であります。内訳といたしましては、第1項の営業収益は1億7,966万2,631円、第2項の営業外収益は2億8,669万9,102円でございます。支出の部では、第1款の簡易水道事業費用4億5,666万3,272円です。内訳といたしましては、第1項の営業費用は4億2,714万719円、第2項の営業外費用は2,351万5,910円、第3項の特別損失は600万6,643円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入の部では、第1款の資本的収入は2億5,655万4,485円です。内訳といたしましては、第1項の工事負担金は3,905万4,485円、第2項の他会計出資金は1億1,500万円、第3項の企業債は1億250万円でございます。支出の部では、第1款の資本的支出は3億6,539万1,032円です。内訳といたしましては、第1項の建設改良費1億3,343万6,245円、第2項企業債2億3,195万4,787円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し1億3,953万6,547円不足いたしますが、これにつきましては当年度分損益勘定留保資金1億3,095万6,384円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額858万163円により補填をさせていただいております。

す。

なお、資本的収入額が資本的支出に不足する額には、第1款資本的収入額、第3項企業債に含まれている令和4年度事業に伴う企業債収入3,070万円を含んでいません。

続きまして、2ページから7ページにつきましては、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表であります。この中で、3ページの剰余金計算書の剰余金右側の利益剰余金の中ほどにあります未処分利益剰余金8行目の当年度変動額111万8,298円が当年度未処分利益剰余金となります。

また、4ページの剰余金処分計算書（案）については、議決をいただく事項でございますが、当年度未処分利益剰余金111万8,298円につきましては、一般会計から令和6年度会計予算への補助金において調整させていただきたいと考えていますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、10ページから26ページまでは、決算附属書類並びに参考資料でございます。御確認のほどよろしくお願いいたします。

議案第60号、61号に続きまして、議案第62号、令和5年度有田川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について説明させていただきます。

決算書1ページの決算報告書を御覧ください。

まず、収益的収入及び支出についてであります。収入の部では、第1款の下水道事業収益は10億1,267万4,227円です。内訳といたしましては、第1項の営業収益は1億9,428万7,116円、第2項の営業外収益は8億1,570万4,511円、第3項の特別利益は268万2,600円でございます。支出の部では、第1款の下水道事業費用は9億2,460万7,515円です。内訳といたしましては、第1項の営業費用は8億710万7,760円、第2項の営業外費用は1億457万64円、第3項の特別損失は1,292万9,691円でございます。

次に、資本的収入及び支出についてであります。収入の部では、第1款の資本的収入は10億3,013万2,500円です。内訳といたしましては、第1項の工事負担金は2,100万円、第2項の国庫補助金は3億340万円、第3項の他会計出資金は3億5,972万500円、第4項の企業債は3億3,840万円、第5項の基本取崩収入は761万2,000円でございます。支出の部では、第1款の資本的支出は14億934万539円です。内訳といたしましては、第1項の建設改良費は6億7,426万400円、第2項の企業債は7億2,577万6,839円、第3項の基本積立金は930万3,300円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し6億1,150万8,039円不足いたしますが、これにつきましては当年度分損益勘定留保資金3億1,357万8,530円、当年度利益剰余金1,783万1,812円、繰越工事資金590万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,180万5,490円、引継金1,919万2,207円で補填し、さらに不足する額2億

2, 320万円（未払相当分）については、令和5年度同意済企業債の未発行分2億2, 320万円をもって令和6年度に措置させていただきます。

続きまして、2ページから7ページにつきましては、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表であります。3ページの剰余金計算書で利益剰余金は、当年度変動額である当年度純利益としての5, 648万4, 685円が当年度未処分利益剰余金となります。

また、4ページの剰余金処分計算書（案）については、議決をいただく事項でございます。当年度未処分利益剰余金5, 648万4, 685円の中より、資本的収支不足額を補填するために1, 783万1, 812円を資本金へ組入れし、残額3, 865万2, 873円を令和6年度への繰越利益剰余金とさせていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、10ページから29ページまでは、決算附属書類並びに参考資料でございます。御確認のほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御認定賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（谷畑 進）

ほかに補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員より日程第6、議案第17号並びに日程第15、議案第49号から日程第28、議案第62号までの令和5年度各会計の監査報告をお願いします。

代表監査委員、服部眞悟君。

○監査委員（服部眞悟）

ただいま令和5年度決算について審査意見を求められましたので、御報告を申し上げます。

決算審査は、森谷監査委員とともに、去る7月18日に地方公営企業法の規定に基づき、水道事業会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計の審査を行い、7月25日から30日までは地方自治法の規定に基づき、一般会計、特別会計の審査を行いました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、健全化判断比率等についても審査を行いました。

まずは、令和5年度有田川町健全化判断比率等について、審査結果を御報告いたします。

各比率並びにこれらの算出過程は、いずれも関係法令に適合して作成されており、適正であると認められます。審査意見書に各比率の詳細を記載しておりますので、そ

の概要を申し上げます。

2 ページを御覧ください。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、全ての会計において黒字であり、赤字比率は発生しておりません。

次に、3 ページを御覧ください。

実質公債費比率につきましては、令和3年度からの3か年平均で13.1%となり、前年度13%と比較して0.1ポイントの増加となっております。

次に、将来負担比率につきましては、令和5年度も比率は発生しておりません。

最後に、3 ページから5 ページにかけての公営企業会計の資金不足比率につきましては、各会計とも資金不足は発生しておりません。各比率は、現状では健全な数値であるものの、今後も一般会計及び各特別会計、並びに一部事務組合の事業計画も考慮しつつ、これらの各指標の動向を注視し、健全な財政運営をされることを要望します。

続きまして、決算審査の結果について御報告いたします。

各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に適合して作成されており、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、審査した限りにおいて決算に対する計数は正確であると認められ、繰越明許費を除き所期の成果を得たものと認められました。

なお、本審査中に改善を求めた軽微な事項については、速やかに改善の措置を講じるよう要望します。

それでは、令和5年度有田川町各会計歳入歳出決算審査意見書に沿って説明させていただきます。なお、数値については、万円単位で説明させていただきます。

まず、有田川町全体の総括について申し上げます。

審査意見書の2 ページを御覧ください。

一般会計と特別会計を合わせた総計決算では、表-1 のとおり歳入歳出差引額で10億5,830万円の黒字となっており、繰越明許費の財源として5億6,453万円が必要であるため、実質収支額は表-3 のとおり4億9,378万円の黒字となっております。

次に、一般会計の財政構造について申し上げます。

3 ページを御覧ください。

歳入を財源別に見ますと、表-4 のとおり構成割合は自主財源が34.3%、依存財源が65.7%であり、自主財源構成比は前年度から3.3ポイント向上しております。繰入金や寄附金の増加が主な要因となっております。

次に、5 ページを御覧ください。

表-6 性質別歳出状況では、義務的経費につきましては、公債費において任意の繰上償還を実施したことにより、前年度より5億7,515万円増加しております。投資的経費につきましては、しみず温泉整備事業や昨年6月2日に発生した豪雨災害に

係る災害復旧事業等により１０億８，２２４万円増加し、その他の経費につきましては、積立金において減債基金及び公共施設整備基金の原資積立ての減等により３億８，６１４万円減少しております。

次に、６ページを御覧ください。

表－７の主要な財務指標ですが、財政力を判断する指標である財政力指数は０．３５０と前年度比０．００１ポイント好転し、令和５年度の県内町村平均である０．２９９と比べると０．０５１ポイント高くなっております。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は８７．７％と前年度比３．０ポイント好転しております。町税及び普通交付税が増加したことが、比率が好転した要因であります。

次に、一般会計の決算について申し上げます。

７ページを御覧ください。

表－９のとおり、令和５年度の歳出決算額は１７８億２，２３７円となり、前年度と比較すると１２億７，１２５万円の増となっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は９億８，４６２万円の黒字となっております。このうち翌年度へ繰り越すべき財源が５億６，４５３万円ありますので、これを除いた実質収支額は４億２，０１０万円の黒字となっております。

次に、町債の状況については、表－１０のとおり令和５年度末現在高が１３１億６，７１６万円であり、前年度末からは１６億９，６９６万円と大幅な減少となっております。今後も適切で、かつ計画的な地方債の活用と現在高の削減に努め、さらなる財政健全化が図られるよう期待します。

次に、８ページを御覧ください。

令和５年度末基金の現在高は、表－１１のとおり１２９億３，９９４万円で、前年度末から６億６，５９５万円減少しております。減少した原因は、公債費の繰上償還の財源とするため、減債基金を７億６，１５２万円取り崩したことによるものであります。基金の運用については、安全性、流動性を確保した上で、効率的な管理を第一に考え、適正な運用に努めていただきたいと思います。

以上のことから勘案するに、依然として財政構造は硬直化している状況ではあります。指標は改善し、地方債現在高も着実に削減されており、今後も将来への負担の適正化を考慮し、健全な財政運営が図られることを期待します。

なお、歳入歳出の予算科目ごとの審査内容につきましては、９ページから２１ページを後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、特別会計の決算について申し上げます。

各特別会計別の状況については、２２ページから２８ページに記載しておりますが、主な特別会計について概要を御報告申し上げます。

２２ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、表－４４のとおり実質収支は１，６７１万円の黒字となっております。

２３ページを御覧ください。

国民健康保険税の徴収状況については、表－４６のとおり収入未済額が前年度より減少し、徴収率は前年度よりも上がっております。引き続き徴収率の向上と収入未済額の累積防止に、より一層の努力を望みます。

２５ページを御覧ください。

介護保険事業特別会計につきましては、表－５１のとおり実質収支は３，８６９万円の黒字となっております。介護保険料の徴収状況については、表－５２のとおり収入未済額が前年度より減少しております。今後も介護予防の推進を通して保険給付費の抑制に努め、介護保険制度の適正な運営に努めていただきたいと思います。

その他の特別会計につきましては、審査意見書に記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、一般会計及び全ての特別会計における実質収支に関する調書、財産に関する調書につきましては、２９ページから３０ページに記載のとおりであります。

以上をもちまして、一般会計及び各特別会計の報告を終わらせていただきます。

引き続き、公営企業会計の決算について申し上げます。

令和５年度有田川町公営企業会計決算審査意見書に沿って御説明いたします。

審査意見書１ページを御覧ください。

第１の４、審査の対象であります。水道事業会計に加え、令和５年度より簡易水道事業会計と下水道事業会計が地方公営企業へ移行したことから追加されております。

次に、７、審査の結果であります。審査に付されました各事業の決算諸表は、地方公営企業法、その他関係法令に準拠して作成され、事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されており、その数値についても適正であると認められます。

次に、３ページを御覧ください。

各事業別に、業務状況、経営成績、財政状態等について、決算額や指標等をまとめておりますので、まずは水道事業会計の決算について申し上げます。

業務状況の有収率については８５．７％と前年度より１．６ポイント上昇し、目標値の８５％に到達していました。積極的な漏水調査及び修繕による成果と言えますが、今後も配水量等の数値の変化を注視しつつ、引き続き漏水調査を実施するなどし、有収率のより一層の向上に努めていただきますようお願いします。

次に、経営成績であります。事業収益は４億８，４１１万円、事業費用は３億５，８５１万円、差引純利益は１億２，５６０万円となっております。

次に、財政状態であります。資産のうち現金預金などの流動資産は１５億７，５１０万円、負債のうち企業債などの流動負債は１億４，３１４万円であり、流動比率は１，１００．４％となっております。流動比率とは、１年以内に現金化できる資産

と支払わなければならない負債とを比較するもので、流動性を確保するために流動資産が流動負債の２倍以上あることが望まれ、理想比率は２００％以上とされています。これらの指標等を用いて判断すると、水道事業についてはおおむね良好な経営状況であると言えます。今後も独立採算を原則とした経営に努めていただきたいと思います。

続きまして、簡易水道事業会計の決算について申し上げます。有収率については７７．９％と前年度より３．９ポイント低下し、目標値の８５％を下回っています。老朽化した水道管を計画的に更新するなどして、有収率の改善を図っていただきますようお願いいたします。

次に、経営成績であります。事業収益は４億４，７００万円、事業費用は４億４，５８８万円であり、１１２万円の純利益が出ておりますが、これは一般会計から資金を繰り入れていることによるものであり、料金収入で事業費用を賄っていない状態にあります。

次に、財政状態であります。流動資産は１億３０万円、流動負債は２億８，４５５万円であり、流動比率は３５．２％と低い数値となっております。要因は、流動負債の中に多額の企業債の返済があるためであります。今後は計画的な企業債の発行に努めていただきますようお願いいたします。

以上のことから申し上げますと、簡易水道事業は、料金収入をもって経営を行う独立採算を原則とする地方公営企業としては健全な経営状況とは言い難いところであります。

続きまして、下水道事業会計の決算について申し上げます。水洗化率は６８．２％であり、前年度より３．１ポイント低下しております。水洗化率の向上は事業の経営改善につながることから、水洗化率の向上を求めます。

次に、経営成績であります。事業収益は９億６，９６３万円、事業費用は９億１，３１５万円であり、５，６４９万円の純利益が出ておりますが、簡易水道事業と同様、一般会計から多額の資金を繰り入れていることによるものであります。

次に、財政状態であります。流動資産は１億４，８３５万円、流動負債は１０億８，２９８万円であり、流動比率は１３．７％と低い数値となっております。企業債の計画的な発行と未収金の早期回収により安定した資金計画に努めていただきたいと思います。

以上のことから、下水道事業会計も健全な経営とは言い難い状況であります。

その他詳細につきましては、４ページ以降に事業別に決算の概要及び別表として財務状況等を示しておりますので、御覧いただきたいと思います。

水道と下水道は、住民生活に欠かせない重要なインフラであります。独立採算を目指し、効率的で効果的な事業経営に一層取り組まれることを期待します。

以上、健全化判断比率等審査及び各会計の決算審査の結果報告を行いました。令和５年度は、通常の行政運営に加えて物価高騰下における生活支援、また６月豪雨災

害の復旧事業など、様々な課題に精力的に取り組んでおられました。

今後におかれましても、少子化対策、こども施策の充実や強化、地域のDXの推進、防災対策など行政課題は多様化・複雑化しております。厳しい財政状態は続くと思いますが、町民が安心・安全に暮らせることができるよう、一層の財政健全化に取り組み、将来をしっかりと見据えた持続性のある行政運営をお願い申し上げまして、決算審査報告とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

以上で、監査委員の報告が終わりました。

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 10時56分

再開 16時00分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

……………日程第6 報告第17号……………

○議長（谷畑 進）

日程第6、報告第17号、令和5年度有田川町健全化判断比率等についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

……………日程第7 報告第18号……………

○議長（谷畑 進）

日程第7、報告第18号、令和5年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の決算についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議案となっています日程第7、報告第18号については、産業建設住民常任委員会に付託して審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第18号については、産業建設住民常任委員会に付託して審査することに決定しました。

……………日程第8 議案第42号……………

○議長（谷畑 進）

日程第8、議案第42号、令和6年度有田川町一般会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。議案第42号について質疑をさせていただきます。

質疑する前提として、この予算は大変重要な内容のものが含まれております。まず、災害復旧工事に素早く取り組んでいく課題、そして、長年私どもや同僚議員も追及してきた学校給食無償化の補正予算も含まれております。その他もたくさんあります。これらについては全く賛同いたします。

ただ今回、私が問題視しているのは、債務負担行為のALECと図書館を民間委託、いわゆる指定管理する債務負担行為が含まれていることであります。

そこでお伺いしますが、指定管理については主要な業務、例えば我が町では、図書館、ALECを通じて絵本のまちづくりを大々的に宣伝し、町民挙げて取り組んでおります。これは主要政策の業務ではないのでしょうか、その点をまずお答えいただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

執行部、答弁をお願いします。

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

絵本のまちにつきましては、もちろん町の大切な事業の一つであると考えております。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今、部長から答弁をいただきました。町にとっても大変重要な事業だという答弁がありました。

そうなりますと、国の通知から言いますと、これは外れることになるんです。つまり、指定管理というのは清掃や警備など主要な業務でない個々のものについては委託してもよいけれども、指定管理の趣旨から言いますと、主要な業務を一括して指定管

理をしてはならない、これは国の方針なんです。なぜこういうことになったか。

これまで指定管理に移行することによって、全国で様々な問題が多発してきたからなんです。だからそこを改めて見直しをかけてきて、こういう通知を出したわけなんです。そういうことから言いますと、これは指定管理にそぐわない、これがまず第1点。

もう一つお聞きしたいのは、町長の答弁であります。全員協議会で大変いろんな意見が出ました。これについて町長は何とかしてもらおうという意味で、議員と相談しながら今後契約していきたい、こういう答弁でありました。そうなりますと私が心配するのは、そこまで詰めていくということになれば、かなり内容についても詰めていかないかん、そうすると6事業所の中からその事業者と先にいろんな取決めをしていかないかん。実質その指定管理の業者が水面で決まっていく中での話になってこないと、議会は説明できないのではないのでしょうか。教育部、いかがですか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

議会で承認をいただきましたら、これから公募、プロポーザルを行いまして、業者選定に入らせていただきたいと思いますと思っております。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

そんな議会にも説明できない内容を、なぜそんなに後になるんですか。議会で説明できる内容を持ってこそ、議会の賛同を得られるんじゃないですか。もう私、これ最後の質疑になるんであれですけど、こんな状況の中ではこの指定管理、私は賛成できないということになります。

そして、住民の皆さんが知らない間に進んでいくということにもなっていきますから、指定管理するそもそもの根拠理由も明確になっておりません。

以上の立場から、私はこの議案には反対いたします。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

先ほどの増谷議員の関連にはなってくるんですけども、今回の定例会でこの予算を可決した場合、今後公募に進んでいくという話でありました。事業者の方とかいろいろな話もしながら、町としてどんなことをやってほしいかといった要望も出していくとは思いますが、プロポーザルとか公募をかける前にもっと住民の方にはしっかりと、今後のALECについてどんなことを求められているとか、そういった

ところをまずするべきなんじゃないかと私は思っています。

なので、可決になったとしても、すぐ公募に入るんじゃないくて、今後のＡＬＥＣの形というのをしっかりと住民の方と意見交換をしながら、それをもってこんなＡＬＥＣにしたいんやというのをもっとしっかりと明確にした上で公募をかけるべきなんじゃないかなと思いますけれども、その辺教育部の考えはいかがでしょうか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

椿原議員のおっしゃっておられることはもっともだと思います。

教育委員会といたしましては、ここへ至るまで教育ニュービジョン審議会というところで御意見をいただいたり、地域交流センターＡＬＥＣの運営審議会の皆さんに御意見をいただいたり、各委員の方には説明もさせていただきましたし、貴重な御意見もたくさんいただいておりますが、住民の方から直接の御意見等いただいておりますので、そこら辺はちょっと私も反省しております。

○議長（谷畑 進）

よろしいですか。ほか質疑。

１５番、殿井堯君。

○１５番（殿井 堯）

議長にお伺いしますけれども、どういう採決の仕方をするのか、賢明に我々に知らせてもらわんと、えいやでわっとやられたら、それはそのままずっと行ってしまうおそれがあるんで、そういう線の引き方をして、どういう区切りでそのＡＬＥＣを別のところへ外すんか、これを明確にこの議会で議長からの答弁をいただきたいと思う。そうやないと、これ今の状態で賛成とか全部通してしまったら、そのままこのＡＬＥＣの件も乗ってしまうんで、それは議会はきっちりとした反対という意見を出してるんやから、その点で今日はどういう採決の仕方をするのか、その点をきっちり線を引いて我々に報告してください。その点よろしくお願いします。

○議長（谷畑 進）

執行部に申し上げます。

地域交流センターＡＬＥＣの指定管理の今後の進め具合を、議会に報告を要望しておきます。よろしいですか。

１５番、殿井堯君。

○１５番（殿井 堯）

今、どういう意見で、執行部からこれをどういうふうにして、今日は採決へ入らんと、この部分だけは見送りますという格好の返事をもらわんと。今日はこうやってやってみようたら、そのまま通る。だから、それはそれでどういう内容で、それだけはこっちへ置いておく。今回、ほかのやつは大事な、今、増谷議員から言われた、議員

のほかのやつはありますけど、ほかのやつはそれは我々は認めましょうと。そやけど A L E C に関しては、それはよそへ置いておいてくださいよという格好で、どういう採決の仕方をするんですかって僕がお伺いしているんです。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この議案は、債務負担行為の議案です。それで契約の議案というのは、また必ず出ます。その議案が出るまでに、議員の皆さんと、先ほど言うたとおり、十二分に協議をしていただいて、納得いただければ契約の議案はもう出さないということで、今回は負担行為の議案だけぜひ通していただいて、その契約の議案というのはまた必ず出ますんで、それまでにまた皆さん方と色々な進み具合についても報告して、それがもう駄目であるんやったら駄目で結構ですんで、よろしくお願いします。

○議長（谷畑 進）

15 番、殿井堯君。

○15 番（殿井 堯）

今の町長の意見で、皆納得してくれましたか。

契約するときは、そのやつは別個とそういうことですね。

そういうことですね。だから、それで我々は納得してくれましたかという格好なんで、それはもうきっちりこの議会でそういうように町長が表明してるんやけ、議長、それはたしかですね。

そこをちゃんとしていてもらわんと、あのとき通ったやないかというんじゃないしに、それはもう別個に絶対に扱うということですよしいですか。

（「まだ、そんなことできるか。」と発言する者あり）

○15 番（殿井 堯）

できるん。できやんのか。

そこは議長、ちゃんとした筋で線を引いてきっちりしたことを言うとかんと、曖昧なことで議会は承認するということには相ならんで、それはもうそれできっちりとここで議長も証人となって、我々に対しての今度は質疑の場合には、それはそうですということでも議長、責任をもつていただきたい。そういう格好でよろしいですか。もう質疑できません。

○議長（谷畑 進）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 16 時 12 分

再開 16 時 37 分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

それでは、先ほどの答弁を町長、よろしくお願いします。

○町長（中山正隆）

先ほども申し上げたとおり、今回の予算については債務負担行為の予算で、今度の本契約とかそういうことになれば、またこれ別個に当初予算で上げると思います。それまでできるだけ向こうの提案も聞いて、我々も全然聞いてないんで、どんないい提案をしてくれるか。教育委員会としたらもうこれは町でやるのは限界や、民間へ委託したらもっと発展的にいい施策でやってくれるんじゃないかという思いで、今回、指定管理に出すという考えでありますけれども、あくまでも当初予算に上げるまでに、またいろんな議論をしてもらって、それでもしこれやったらもうあかんでしょうということであれば、それはもうそれで致し方なく、委託契約はしませんのでぜひ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

2 番、栗山昌之君。

○2 番（栗山昌之）

町長、今おっしゃっていただいたことは重々分かりました。ただ、タイムスケジュール的に業者までこういう格好で提案してくださいという基本的な条件とか、いつまでに出すんよとか、一応その業者からのプロポーザル、いつするんやとかという日程的なもの、それをきちっと出してもらいたいと思うんですけどもいかがですか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

栗山議員の御質問にお答えさせていただきます。

具体的なタイムスケジュールにつきましては、また一覧にして皆様方にお配りさせていただきますと思います。

○議長（谷畑 進）

2 番、栗山昌之君。

○2 番（栗山昌之）

一覧にしてなんですけども、休憩をやってでも何でも構わへんのですけども、この場で皆に納得してもらえる状況で出してもらえるような資料って出てきえへん。それをお願いしたいんですけども。

○議長（谷畑 進）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 16時39分

再開 16時41分

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（谷畑 進）

再開します。

答弁をお願いします。

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

栗山議員の御質問にお答えさせていただきます。

迅速に計画をこちらで作成いたしまして、皆様方に見ていただけるものをお配りさせていただきますと思います。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決しました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第15、議案第49号から日程第28、議案第62号までを先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第15、議案第49号から日程第28、議案第62号までを先に審議することに決定しました。

お諮りします。

日程第15、議案第49号から日程第28、議案第62号までの14件を一括議題

としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

……………日程第１５ 議案第４９号から日程第２８ 議案第６２号……………

○議長（谷畑 進）

日程第１５、議案第４９号から日程第２８、議案第６２号までの１４件を一括議題とします。

一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第４９号から議案第６２号までの１４件については、１２人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号から議案第６２号までの１４件については、１２人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置することに決定しました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第３項の規定により、議長において濃添勇作君、栗山昌之君、本下雅敏君、椿原竜二君、中島詳裕君、星田仁志君、西弘義君、林宣男君、岡省吾君、堀江眞智子君、増谷憲君、殿井堯君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した１２人を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。このまましばらくお待ちください。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 １６時４５分

再開 １６時４５分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会より、正副委員長の互選の結果報告がありました。

委員長に西弘義君、副委員長に椿原竜二君が選任されましたので、御報告いたします。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第３８、議案第７２号から日程第４０、議案第７４号までを先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第３８、議案第７２号から日程第４０、議案第７４号までを先に審議することに決定しました。

お諮りします。

日程第３８、議案第７２号から日程第４０、議案第７４号までの３件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

……………日程第３８ 議案第７２号から日程第４０ 議案第７４号……………

○議長（谷畑 進）

日程第３８、議案第７２号から日程第４０、議案第７４号までの３件を一括議題とします。

一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています日程第３８、議案第７２号から日程第４０、議案第７４号までの３件については、産業建設住民常任委員会に付託して審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 38、議案第 72 号から日程第 40、議案第 74 号までの 3 件については、産業建設住民常任委員会に付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

日程第 9、議案第 43 号から日程第 14、議案第 48 号まで、日程第 29、議案第 63 号から日程第 37、議案第 71 号まで、日程第 41、諮問第 1 号から日程第 44、諮問第 4 号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

次回の本会議は 9 月 12 日、木曜日、午前 9 時 30 分に開議します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

延会 16 時 48 分